

電離放射線障害防止規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第四十一号）

第一章 総則

（定義等）

第二条（略）

3 この省令で「放射線業務」とは、労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第二に掲げる業務(第五十九条の二に規定する放射線業務以外のものにあっては、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成二十三年厚生労働省令第百五十二号。第六十一条の三において「除染則」という。)第二条第七項第一号に規定する土壤等の除染等の業務、同項第二号に規定する廃棄物収集等業務、同項第三号に規定する特定汚染土壤等取扱業務及び同条第八項に規定する特定線量下業務を除く。)をいう。